

経 営 戦 略

秋 田 県 上 小 阿 仁 村
特定環境保全公共下水道事業
下水道事業特別会計

第 1 経営の基本方針

下水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化等で変化する社会情勢により、年々厳しさを増し、様々な分野において経営の再構築が求められています。

現在、本村の生活排水は、1 公共下水道及び 4 農業集落排水並びに合併処理浄化槽によって処理されております。今後、大変厳しい財政運営を強いられることが予想されるため、村全体としての経営の効率化を図り、経営コストの削減に努めていく必要があることから、生活排水処理構想により、隣接する処理場の統廃合を進めるとともに、快適で衛生的な生活の確保と豊かな自然の保全に努めます。

また、現下の経済状況から村民生活への影響を最大限考慮しつつも、現行料金での経営状況を鑑み、一般会計の負担軽減を図る必要があります。

第 2 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度まで 10 年間（5 年間での見直しを図るものとする。）

第 3 投資・財政計画（別紙）

本村の下水道は 5 つの集合処理区域からなっており、今後、老朽化による処理施設及び機器の更新時期が迫ってきていることから、多額の費用負担が懸念される。

平成 27 年度策定の生活排水処理構想により、処理場の整理統合を進めるとともに、長寿命化計画による処理機器の更新費用の削減や維持管理の効率化を進めていくこととする。

なお、下水道施設の更新については、改築更新費用の平準化や将来の施設維持管理費の抑制という観点を重視する必要があることから、今後十分な調査のもと計画的に実施する。

第 4 効率化・経営健全化の取組

1) 使用料と未収金対策

人口減少等により料金収入は減少傾向が続き、経営の健全化を図るため、料金改定を平成 25 年度に実施したところである。

しかしながら、今後も経営に必要な料金収入の確保が厳しくなっていくことが予想されることから、社会情勢や経営状況等を見極めながら料金改定の必要性について継続して検証していく必要がある。

また、料金の未納については、利用者負担の公平性を欠くことから、電話や戸別訪問に

よる納入依頼を実施し、収納率の向上に努める。

2) 一般会計からの繰出金

独立採算性を経営の基本原則として、効率的な施設運営により経費節減を進め、健全経営に努める。一般会計からの繰出金は法令、条例に基づく負担金、補助金等とし、その経費以外は経営に伴う収入をもってまかなう。

3) 人材の育成

下水道は、快適で衛生的な生活の確保と豊かな自然の保全のため、生活に欠くことのできないサービスである。経営するにあたっては、幅広く、かつ、専門的な知識及び技術を要するため、その人材の育成を進める。専門的な研修については、各種関係機関の研修情報を把握し、担当職員を参加させ、専門知識を深める。

4) 資金調達

施設整備に係る資金調達は、補助メニューを有効活用しながら、国の支援がある有利な過疎債を優先的に充て、自主財源の節減を図り健全経営に努める。

5) 不明水対策と有収率の向上

施設の統廃合を進めていくうえでも不明水の流入は大きな課題となるため、カメラ調査等の管路調査を実施するとともに、調査結果に基づく管路補修など不明水対策を進めながら有収率の向上を図る。

6) 情報公開

広報やホームページを活用し、予算、決算状況、経営分析等により経営状況を周知、広報する。

7) その他重点事項

下水道事業は日常生活に欠くことのできない重要なサービスであることを踏まえ、防災安全対策（管路施設の耐震化等）を強化するとともに、災害時に迅速な緊急対応ができる体制を構築する。

8) 地方公営企業法（公営企業会計）の適用

公営企業会計への移行については、現在検討中である。今後、計画的な施設の更新を図っていくうえで、ストックマネジメントへの取組が必要であるため、資産調査する際の重要検討事項とする。

上小阿仁村特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上小阿仁村

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度(15年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	18.21人/ha	流域下水道等への 接続の有無	該当無し
処 理 区 数	1区(沖田面処理区)		
処 理 場 数	1箇所(沖田面浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 1,715円/戸 人数割り 572円/人(水洗便所有り) 又は 524円/人(水洗便所無し) +消費税(8%) ※上小阿仁村下水道条例に基づく				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 1,715円/戸 超過料金 143円/㎡ +消費税(8%) ※上小阿仁村下水道条例に基づく				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当無し				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,602 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,198 円
	平成26年度	3,705 円		平成26年度	4,220 円
	平成27年度	3,705 円		平成27年度	4,478 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上小阿仁村建設課では下水道事業とともに、農業集落排水事業及び簡易水道事業を所管しており、担当職員は一般行政職員であり、下水道1名、水道1名で、それぞれ全般にわたり業務を実施している。全庁的に人員が削減されている中で、これ以上の人員確保は困難である。
事業運営組織	上小阿仁村役場建設課建設班 3名(平成28年度より) 上小阿仁村職員数の減少に伴い、下水道に係る職員が実質1名となっており、業務のノウハウや技術の継承が課題となっているため、人員確保ならびに研修等への参加を促進し、職員の技術力(能力)の向上を図る。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	沖田面浄化センターの維持管理業務及びマンホールポンプの維持管理業務、沖田面浄化センターの汚泥脱水乾燥作業、浄化槽保守点検作業を委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	沖田面浄化センターから発生した下水汚泥については、脱水乾燥を経て、肥料として出荷されている。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>平成28年度に策定・公表した平成27年度決算「経営比較分析表」添付。 平成25年度に料金改定がされた他、償還金の減少により今後も経営改善が見込まれる。 しかし、施設の統廃合が控えており、施設の老朽化、人口の減少が予想されるため集中的な財政負担を避け長寿命化などの措置を講じながら、計画的な更新・統合などの検討に努める。</p>
--

2. 経営の基本方針

本村の下水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、様々な分野において経営の再構築が求められている。平成13年の供用開始より15年以上が経過している現在、老朽化による処理施設及び機器更新時期が迫ってきていることから多額の費用負担が懸念され、今後、大変厳しい財政運営を強いられることが予想される。

村全体としての経営の効率化を図り、経営コストの削減に努めていく必要があることから、生活排水処理構想により効率的な処理場の統廃合を進めるとともに、ストックマネジメントによる処理機器の更新費用の削減・平準化や維持管理の効率化、維持管理費用の抑制を進めるため、十分な調査のもと計画的に実行する。

下水道使用料については、人口減少等により料金収入は減少傾向が続いており、料金改定を平成25年度に実施したところであるが、今後も経営に必要な料金収入の確保が厳しくなっていくことが予想される。現下の経済状況から村民生活への影響を最大限考慮しつつも、現行料金での経営状況を鑑み、料金改定の必要性については継続して検証していく必要がある。

また、料金の未納については、利用者負担の公平性を欠くことから、電話や戸別訪問による納入依頼を実施し、収納率の向上に努める。

これらをもふまえ、独立採算性を基本原則とし、効率的かつ計画的な施設運営により経費削減を進めながら健全経営を続け、快適で衛生的な生活の確保と豊かな自然の保全に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たった説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成27年度末において、下水道普及率41.69%、水洗化率84.01%(平均値と比較しても高い水準にある。経営比較分析表参照)となっている。建設改良費については、平成34年度に五反沢処理区(農業集落排水区域)からの統合を予定していることから、平成33年度に下水道に接続するための費用の予測値を計上している。

地方債償還金及び利息については、ピークを越えており年々減少する見込みとしている。

② 収支計画のうち財源についての説明

平成33年度の下水道への接続費用に係る資金調達については、国の補助金を有効的に活用し、国の支援のある有利な過疎債を優先的に充て、自主財源の軽減を図る。

それに伴い料金収入が一時は増加するが、人口減少予測から、下降に向かう見込みとしている。料金改定については平成25年度に実施したところではあるが、経営状況を考慮しながら、継続して検証していく必要がある。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

動力費に関しては節減に努めるほか、修繕費に関しては集中的な財政負担を避け、計画的な機器更新により平準化を図る。

委託料に関しては維持管理の効率化、費用の抑制を図ることとしている。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本村の下水道は、1箇所の処理場(沖田面浄化センター)により、下水処理を行っている。供用開始から15年以上経過しており、今後老朽化によって投資費用の増加が見込まれることから、今後も引き続きより効率的な運用を進めてく。
投資の平準化に関する事項	該当無し
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当無し
その他の取組	該当無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	料金改定を平成25年度に実施したところであるが、今後も経営に必要な料金収入の確保が厳しくなっていくことが予想される。現下の経済状況から村民生活への影響を最大限考慮しつつも、現行料金での経営状況を鑑み、料金改定の必要性については継続して検証していく必要がある。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し
その他の取組	該当無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当無し
職員給与費に関する事項	該当無し
動力費に関する事項	動力費については費用の抑制を図る。
薬品費に関する事項	該当無し
修繕費に関する事項	修繕費が増加することが予想されるが、集中的な財政負担を避け、計画的な機器更新により平準化を図る。
委託費に関する事項	委託費については維持管理の効率化、費用の抑制を図る。
その他の取組	該当無し

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	村の広報やホームページを活用して、下水道使用者へ情報提供し、その提供する情報を充実させるとともに、内容の見直しや事後検証に取り組む。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1	1										
積 立 金 (K)	1	1										
前年度からの繰越金 (L)												
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	85	89	65	65	64	63	63	62	62	61	61	60
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	18,752	18,407	17,730	17,316	16,830	16,434	16,002	19,424	18,928	18,450	17,992	17,442
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	19,721	19,068	8,532	8,717	8,969	9,128	9,318	5,651	6,321	6,545	6,744	7,031
うち基準内繰入金	11,770	11,757	7,482	7,345	7,204	7,062	6,917	5,651	6,321	6,545	6,567	6,409
うち基準外繰入金	7,951	7,311	1,050	1,372	1,765	2,066	2,401				177	622
資本的収支分	7,754	7,007	14,042	14,271	14,505	14,742	14,984	15,229	15,479	15,733	15,992	16,255
うち基準内繰入金	748	761	8,425	8,563	8,703	8,845	8,990	9,137	9,287	9,440	9,595	9,753
うち基準外繰入金	7,006	6,246	5,617	5,708	5,802	5,897	5,994	6,092	6,192	6,293	6,397	6,502
合 計	27,475	26,075	22,574	22,988	23,474	23,870	24,302	20,880	21,800	22,278	22,736	23,286

経営比較分析表

秋田県 上小阿仁村

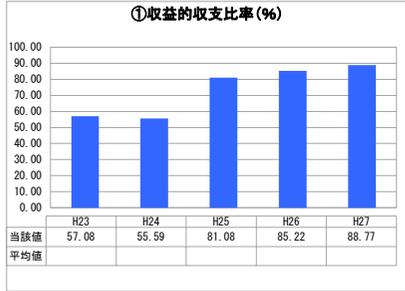
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	41.69	90.00	3.705

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
2,520	256.72	9.82
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,038	0.57	1,821.05

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



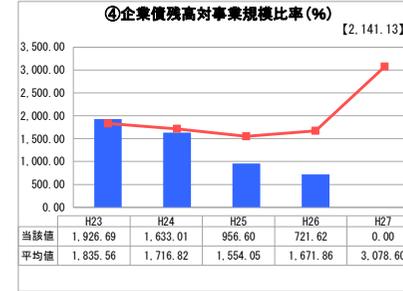
「単年度の収支」



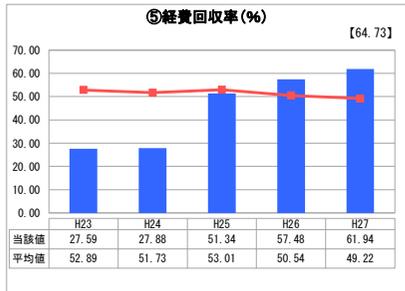
「累積欠損」



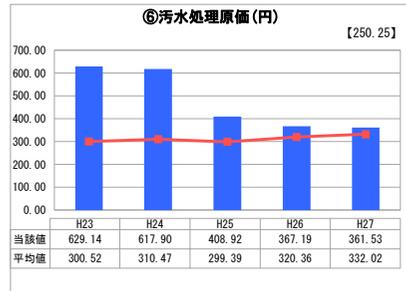
「支払能力」



「債務残高」



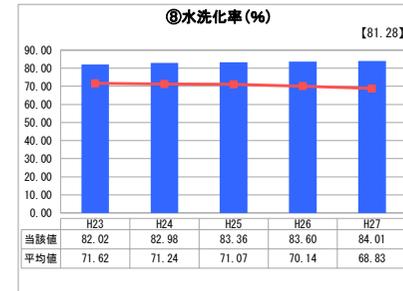
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

総収益の内訳としては料金収入で約5割、一般会計繰入金で約5割という収益構造となっており、一般会計繰入金に依存せざるを得ない状況である。
 収益的収支比率が100%に満たないものの、平成25年度の料金改定では前年度比146%と向上し、現在では料金改定前と比較すると159%に向上している。
 企業債残高対事業規模比率については、地方債償還金のほぼ全額を一般会計からの繰入金で賄っているため、当該値の表示がされていない。
 料金改定前をピークに汚水処理原価については減少してきているが、依然、平均値を超える水準にある。人口の減少に伴い、汚水処理費も年々減少の中で、有収水量に占める不明水の割合が多くなってきている事が要因と考えられる。
 償還金の減少や料金改定に伴い、汚水処理原価が減少していることから、経費回収率も前年比107%と向上している。
 水洗化率については、平均値と比較しても高い水準となっている。

2. 老朽化の状況について

供用開始から15年以上になるが、管路の耐用年数から考慮すると、経過年数は浅い。
 今後も当面の間更新の見込みはないが、不明水等の原因究明や更新時期を見極めるための管路調査を実施し、計画的な更新準備を進める。

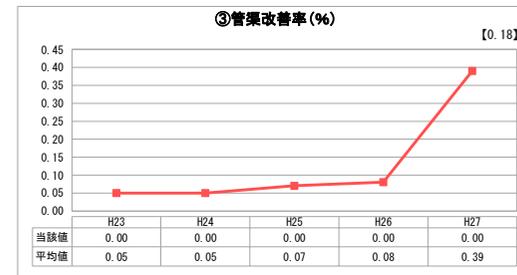
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

全体総括

平成25年度の料金改定によりそれぞれ数値が向上し、経営改善が見られた。
 また、償還金が減少してきたこともその大きな要因となっている。
 供用開始から15年以上が経過しているため、今後は機器の更新時期を向える。集中的な財政負担を避けるために長寿命化などの措置を講じながら、計画的な更新・統合等の検討に努める。管路においては、当面更新の見込みはないが、管路調査等を実施し、計画的な更新準備を進める。
 施設利用率が32%程度に留まっており、今後も当初の計画人口は見込めないことから、隣接する処理区との統合を図りながら、村全体として効率的な施設運営を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。